

平成28年5月9日

16時00分～

第一特別会議室

平成28年熊本地震に関する
農林水産省緊急自然災害対策本部
(第6回会合)
議事次第

- 1 開会
- 2 本部長御発言（大臣）
- 3 平成28年熊本地震による被災農林漁業者への支援対策について
- 4 閉会

農林水産省緊急自然災害対策本部の構成員

区 分	職 名
本 部 長	農林水産大臣
本 部 長 代 理	農林水産副大臣
〃	農林水産副大臣
副 本 部 長	農林水産大臣政務官
〃	農林水産大臣政務官
本 部 長 補 佐	農林水産事務次官
本 部 員	農林水産審議官
〃	大臣官房長
〃	大臣官房統計部長
〃	〃 総括審議官
〃	〃 総括審議官（国際担当）
〃	〃 技術総括審議官
〃	〃 危機管理・政策評価審議官
〃	消費・安全局長
〃	食料産業局長
〃	生産局長
〃	経営局長
〃	農村振興局長
〃	政策統括官
〃	農林水産技術会議事務局長
〃	林野庁長官
〃	水産庁長官

平成28年（2016年）熊本地震の 農林水産業関係被害の状況

※農林水産省調べ
5月9日（月）10:00現在

1 農林水産関係被害の概要

区分	主な被害	被害数	被害額 (億円)	被害地域 (現在7県から報告有り)
農作物等	農作物の損傷	195ha	1.1	熊本県、大分県
	家畜の斃死等	541,330頭 羽他	9.8	熊本県、大分県
	共同利用施設の 損壊等	185箇所	142.9	熊本県、大分県
	農業用ハウスの 損傷	113件	5.2	熊本県、大分県
	畜舎等の損壊	1,163件	127.6	熊本県、大分県
小計			286.6	
農地・ 農業用 施設関係	農地の損壊	3,035箇所	88.2	福岡県、佐賀県、長 崎県、 熊本県、大分県、宮 崎県、 鹿児島県
	農業用施設等 の損壊	3,158箇所	401.7	福岡県、佐賀県、長 崎県、熊本県、大分 県、宮崎県、鹿児島 県
	（農業用 施設：た め池、水 路、道路 等）	3,127箇所	371.9	

	(農地海岸保全施設)	28箇所	28.0	
	(農村生活環境施設：集落排水施設)	3箇所	1.8	
小計			489.9	
林野関係	林地の荒廃	381箇所	256.5	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
	治山施設	22箇所	18.4	熊本県、大分県
	林道施設等	1,621箇所	8.5	佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県
	木材加工施設・流通施設及び特用林産物施設等	19箇所	5.6	福岡県、熊本県
小計			289.1	
水産関係	養殖施設	17件	調査中	熊本県
	水産物	11件	0.3	熊本県、大分県
	漁港施設等	16漁港	19.4	長崎県、熊本県、大分県
	共同利用施設	11件	0.4	長崎県、熊本県
小計			20.1	
合計			1,085.6	

注：被害については、現時点で県から報告があったもの（推計を含む。）を記載しており、引き続き調査中。

2 農業

(1) 園芸作物等

一部の施設で被害があり、作物についても一部落果等の被害が発生。
引き続き調査を実施。

① 共同利用施設

- ・ 18の選果場で、外壁、選果ライン等の一部破損が発生
(熊本県17件、長崎県1件)

② 農業用ハウス

- ・ ハウス本体・高設栽培ベンチ・配管の損傷、燃油タンクの傾き等の被害が散見される状況

③ 作物

- ・ メロン、トマトの一部落果被害が発生
- ・ いちご、レタス等の一部枯死被害が発生
- ・ 一番茶で一部適期を逃して収穫できなかった地域あり

(2) 畜産

当初は生乳の廃棄が発生したものの、4月21日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている。施設等に被害が発生しており、引き続き調査を実施。

① 生乳

- ・ 発生直後は集乳できない地域が熊本県下で広がっていたものの、4月21日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている
- ・ 乳業工場の多くが操業を停止していたが、5月5日時点では、熊本乳業(株)(熊本市)が操業停止中

② 酪農・肉用牛農家

- ・ 畜舎等の施設、設備が全壊又は一部損壊したほか、死亡牛も発生

(3) 土地利用型作物

大きな被害は報告されていないが、一部の施設で被害があり、引き続き調査を実施。

① 共同利用施設

- ・ カントリーエレベーター等で地盤沈下、配管や搬送設備の破損等の被害が発生

② 加工施設

- ・ 製粉工場等で配管の破損等の被害が発生

③ 作物

- ・ ほ場の地割れや液状化、法面の崩壊等の被害が発生
- ・ 水路やパイプラインの損壊等により、水が確保できないほ場が散見

(4) 土地改良施設

熊本県内において水田1,574箇所 の損壊について、引き続き調査を実施。水田の作付けに向けて査定前着工による復旧を実施。また、県管理の農地海岸の復旧工事については、直轄代行で実施する方向で検討。

① 国営造成ダム（実施中）

- ・ 点検対象4ダムのうち、3ダムについては異常なし
- ・ 大蘇ダムは、ダムの天端に微細なクラックを確認

※現在、大蘇ダムは貯水していないため、下流への危険度は低い。

② 国営造成ダム（完了地区）

- ・ 点検対象24箇所は異常なし

③ 熊本県内のため池

- ・ 122箇所のうち、108箇所は異常なし、13箇所はクラック等の変状あり、1箇所は道路が通行不能であり、調査が遅れている地区
- ・ 変状（クラック）の発生したため池については、安全上の観点から一定の水位まで低下させるとともに、ブルーシートによる保護等を実施
- ・ 農研機構の専門家（農業土木）6名が、大切畑ため池、下小森ため池第2、鬼ため池ほか4箇所のため池調査を実施

④ 農地・農業用施設

- ・ 約2,000haが断水していた菊池台地地区では、土地改良区等による迅速な応急工事を実施し、5月中旬には全面的に通水が可能となる見込み
- ・ 国営造成施設の筑後川下流白石地区（佐賀県）でパイプラインからの漏水を確認したが、現在は漏水が止まっているため、目視による点検を行い、引き続き経過を観察中
- ・ 県管理の農地海岸については、12海岸で堤体の沈下、クラックを確認。復旧工事については、県から要請がなされた場合には、直轄代行で実施する方向で検討
- ・ 益城町、大津町、玉名市の3市町で農業集落排水施設の被害を確認。大津町、玉名市については対応済みであり、益城町については管路が一部破損したため、バキューム車等に対応中

3 林野関係

地震直後から県と協力して、ヘリ調査、技術職員による現地調査を実施。引き続き調査を実施。

(1) 林地の荒廃

① 林地被害

- ・ 山腹崩壊等の林地被害が、381箇所 で発生
（熊本県353箇所、福岡県1箇所、佐賀県1箇所、

長崎県 5 箇所、大分県 19 箇所、宮崎県 2 箇所)

② 治山施設

- ・ 22 箇所の治山施設で、施設の一部損壊等の被害が発生
(熊本県 17 箇所、大分県 5 箇所)

(2) 林道施設等

- ・ 134 路線の林道施設で、路面の亀裂・沈下等の被害が発生
(熊本県 108 路線、佐賀県 1 路線、大分県 8 路線、宮崎県 17 路線)

(3) 木材加工施設・流通施設、特用林産物施設等

- ・ 19 箇所の木材加工施設等で、施設の一部損壊等の被害が発生
(熊本県 16 箇所、福岡県 3 箇所)

4 水産関係

一部の施設に被害が発生したが、水産物の水揚げが開始され、熊本市
内向け以外はおおむね順調に流通。

- ・ 熊本県の 14 漁港、長崎県の 1 漁港、大分県の 1 漁港において、防波堤等に被害
- ・ 共同利用施設（荷さばき所等）の一部破損
- ・ 飼育水槽の排水管破損によるアユ等の斃死
- ・ 民間事業者の錦鯉等養殖池が破損
- ・ アサリ漁場（白川河口部）への堆積土砂の流入

5 卸売市場

一部の地方卸売市場において施設に被害が発生。

- ・ 熊本市田崎市場青果棟及び水産物棟において卸売場等の一部破損
- ・ 他の市場においても、事務所被害等が発生

6 職員の現地派遣

農林水産省職員を現地に派遣し、食料供給・物流の円滑化や被害状況
の把握等農林漁業の早期復旧に向けた取組を実施。

- ・ 九州農政局（764 人）・九州森林管理局（182 人）が熊本県に所在しており、職員が総力を挙げて震災対応を実施
- ・ 物資調達・配送支援担当の責任者として、食料産業局長を九州農政局に派遣し、現場ニーズの把握や確実な提供の実現に向けた取組を実施。熊本県庁出向経験者等を派遣し、食料産業局長をサポート
- ・ 生産局畜産部室長他 1 名を九州農政局に派遣し、被害調査・復旧支援を実施

- ・ 農業土木技術職員 2 名（農村振興局 1 名、北陸農政局 1 名）を九州農政局に派遣し、早期復旧支援を実施
- ・ 水産庁担当官 2 ～ 3 名を熊本県等に派遣し、被害状況の把握、漁業関係者等からの現地情報の収集等を実施
- ・ 森林土木技術職員 2 名（林野庁 2 名）を熊本県に派遣し、災害復旧に向けた現地調査等を実施
- ・ 九州森林管理局職員 2 名を熊本県へ派遣し、現地調査に協力
- ・ 政策統括官穀物課長、生産局野菜担当調整官を熊本県に派遣し、被害状況を把握
- ・ 全国の地方農政局、土地改良事業団体連合会から、熊本県の意向にそって20名程度の農業土木技術者を追加派遣予定

7 食料供給

4月17日(日)から19日(火)までの3日間はパン、カップ麺などカロリーを重視した支援を、4月20日(水)から22日(金)までの3日間は缶詰やレトルト食品などバリエーションを増やした支援を実施。

また、被災自治体からの要請に応じて、米、保存用パンなどを提供。

4月23日(土)から25日(月)の3日間は、被災者のニーズに応じて、おかずとなる食品や子供・高齢者向けの食品で、保存性の高い食品を中心に提供。

- ・ 4月17日(日)～25日(月)（計204万食等）

パン 54万食、おにぎり 23万食、パックご飯 19万食

カップ麺 52万食、レトルト食品 14万食、ベビーフード 1万食

介護食品 1万食、缶詰 20万食、栄養補助食品 12万食

ビスケット 9万食

ほか米 116t、水 24万本、清涼飲料水 2万本

粉ミルク（アレルギー対応含む）2t等

4月26日(火)以降は、保存性の高い食品を中心に被災者のニーズに合わせて必要な食品を随時提供。大型連休中のニーズに機動的に対応できるように、必要な食品を一定量まとめて提供。

- ・ 4月26日(火)～5月6日(金)（計59万食等）

パン 3万食、パックご飯 11万食、カップ麺 8万食

レトルト食品 19万食、缶詰 16万食、栄養補助食品 2万食

ほか米 10t、清涼飲料水 19万本、LL牛乳 5万本

バナナ 16万本等

※ 5月9日(月)以降は、現地での対応が困難なものについて、具体の要望に応じて個別に提供。

8 対応状況

被災者の皆様が円滑に農林漁業経営を再開できるよう様々な措置により支援。

- ・農林水産大臣を本部長とする「農林水産省緊急自然災害対策本部」を開催（計5回）
- ・森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、農地やため池の被害、カントリーエレベーターや畜舎の損壊、林地の荒廃など、現場の状況を調査（5月2日）
- ・森山農林水産大臣が、再度、熊本県下に出張し、卸売市場や水産加工施設、園芸作物の集荷場などの状況を調査（5月6日）
- ・平成28年熊本地震による災害を激甚災害に指定
- ・平成28年熊本地震の農林水産業に関する相談窓口を九州農政局管内に設置
- ・農作物及び漁業等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金（農業共済・漁業共済）の早期支払等について、九州各県の農業・漁業共済団体等に対し通知を発出
- ・農業共済の共済掛金の払込期限の延長（6月30日まで）等について、熊本県の農業共済団体に対し通知を発出
- ・熊本県内の農協・漁協等に対し、共済金（JA共済・JF共済）の支払いや共済掛金の払込等について、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう通知を発出
- ・共済金（JA共済・JF共済）の迅速な支払いや、共済掛金の払込期間を延長する等の適時的確な措置を講じるよう、全共連・共水連等に対し通知を発出
- ・既貸付金の償還猶予等を適切に講じるよう、日本政策金融公庫等に対し通知を発出
- ・被災農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、新規融資に係る償還期限・据置期間の長期設定を適切に講じるよう日本政策金融公庫等に対し通知を発出
- ・アグリビジネス投資育成会社等による投資機能の活用や、被災農業法人への支援における出資条件等について柔軟な対応を要請する通知を発出
- ・災害救助法が適用された熊本県内の被災者に対し、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講じるよう、農協・漁協等に対し通知を発出
- ・農協・漁協を含む金融機関等における本人確認の柔軟な取扱い等を認める犯罪収益移転防止法施行規則の特例を措置
- ・環境保全型農業直接支払交付金環境保全型農業直接支払交付金について、申請期限の延長（7月末日→8月末日）等を行うこととし、九州農政局長に対し通知を発出

- ・平成28年産経営所得安定対策等に関する交付申請書、ナラシ対策の積立申出、水田フル活用ビジョン、米の需給調整関係の計画書等の申請期日等を、通常の期日から2ヶ月後に延長することとし、熊本県知事、熊本県農業再生協議会会長等に対し、通知を发出
- ・平成27年産収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の交付申請期日の延長（5月2日→6月30日）をするため告示改正することとし、九州農政局長等に対し通知を发出
- ・多面的機能支払交付金について、事業実績及び実施状況報告書の提出期限を延長（5月末日→7月末日）する等の措置を講じるよう、九州農政局長を通じて管内県知事に対し通知を发出
- ・災害救助法が適用された熊本県内の倉庫において破袋した米穀について、詰替えた場合であっても、農産物検査証明を有効とするための手続き等を定め、九州農政局生産部長等に対し通知を发出
- ・水稻から大豆への作付転換に係る大豆種子について、不足する場合は食用からの転用種子の確保を講じるよう、熊本県内をはじめとする関係機関・団体に対し通知を发出
- ・水田営農の再開に向けて、①営農対策会議の開催、②被害状況の把握、③作付転換の意向確認等を行うため、九州農政局、熊本県、JA熊本中央会による水田営農再開連絡会議を設置
- ・応急措置・復旧に係る農業振興地域制度・農地転用許可制度の取扱について通知を发出
- ・「災害復旧事業における査定前着工の積極的な活用について」の通知を发出
- ・地震災害の査定前着工の事例等をまとめたパンフレット「査定前着工制度の活用について」を県、関係市町村等に配布
- ・農地・農業水利施設等への被害に係る農業者への技術指導について、品目毎に参考となる事項をまとめ、九州農政局生産部長等に対し通知を发出

等

平成28年熊本地震による被災農林漁業者への支援対策について (案)

平成28年5月9日
農 林 水 産 省

平成28年熊本地震は、農地の地割れをはじめとして地域の農林水産業に甚大な被害をもたらしている。こうした中、被災された農林漁業者の方々が一日も早く経営再建に取り組めるよう、以下の対策を速やかに講じる。

また、引き続き、経営体育成支援事業の充実など追加対策を検討する。

1 災害復旧事業の促進

農地・農業用施設、共同利用施設、森林関係及び漁港施設等の農林漁業関係施設の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知、農林水産省職員の現地への派遣による技術的支援等を行いつつ、災害復旧事業等により、早期復旧を支援。

なお、農地海岸の復旧工事については、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、特定大規模災害等として政令指定され、県から要請がなされた場合には、直轄代行で実施する方向で検討。

2 共済金等の早期支払い

農業共済、漁業共済・漁船保険について、被害の早期査定と共済金及び保険金の早期支払いを関係団体に要請済み。

3 災害関連資金の特例措置

(1) 被災農林漁業者の運転資金の調達を支援するため、以下のとおり対応。

- ① 農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額を「600万円又は年間経営費の12分の3」から「1200万円又は年間経営費の12分の12」に引上げ
- ② 農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間無利子化
- ③ 農林漁業セーフティネット資金、漁業近代化資金等の災害関連資金を無担保・無保証人での貸付け

(2) 被災した農林漁業用施設等を復旧するための施設資金の調達を支援するため、以下のとおり対応。

- ① スーパーL資金、農林漁業施設資金、近代化資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間無利子化
- ② スーパーL資金、農林漁業施設資金、漁業近代化資金等の災害関連資金を無担保・無保証人での貸付け
- ③ 農林漁業施設資金の貸付限度額を「負担額の80%又は1施設300万円（特

認600万円)」から「負担額の100%又は1施設1200万円」に引上げ

- ④ 農業近代化資金の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除

(3) このほか、被災農林漁業者が意欲を持って経営を再開できるよう、以下のとおり要請済み。

- ① 新規融資に際しては、償還期限・据置期間を極力長く設定するよう、関係金融機関に要請
- ② 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講じるよう、関係金融機関に要請
- ③ 融資のほか、アグリビジネス投資育成株式会社による出資機能を活用し、被災農業法人への支援を実施。出資条件等については極力柔軟に対応するよう要請

4 畜舎・農業用ハウス等の再建・修繕への支援

被災農業者向け経営体育成支援事業を発動し、畜舎・農業用ハウス、農業用機械等の再建・修繕に要する経費を助成。

5 営農再開に向けた支援

(1) 米が作付けできずに、大豆等に作付転換した場合には、水田活用の直接支払交付金等の対象になることや、食用大豆からの転用により種子大豆を確保することを周知。

(2) 被災した集出荷施設等における簡易な補修、手作業による選果、他の集出荷施設等への農産物の輸送に要する経費を助成。

(3) 被害果樹・茶の植え替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費を助成。

(4) 被災した畜産農家の資金繰りを支援するため、以下のとおり対応。

- ① 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）、養豚経営安定対策事業（豚マルキン）における生産者積立金の納付免除等
- ② 肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の納付期限の3か月間延長等
- ③ 鶏卵生産者経営安定対策事業における生産者負担金の減額等

(5) 被災した畜産農家の経営継続を支援するため、以下のとおり対応。

- ① 簡易畜舎の整備、畜舎や機械等の簡易な修理、乳房炎治療等に要する経費を助成
- ② 被災家畜の避難・預託、死亡・廃用家畜に係る家畜導入を支援
- ③ 酪農ヘルパーの被災農家への出役を支援

6 被災農業法人等の雇用の維持のための支援

- (1) 被災農業者等の施設等の復旧までの間、他の農業法人等が被災農業者等を一時的に雇用して研修する場合に必要な経費を助成。
- (2) 被災農業法人等が、施設等の復旧までの間、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成。

7 干潟におけるアサリの生育環境の回復

白川上流域の土砂崩れのため干潟（白川河口部）に堆積した浮泥を排除しアサリの生育環境を回復するため、漁業者等が緊急的に行うアサリ漁場からの浮泥排除等の漁場の保全活動を支援。

平成28年熊本地震による被災農林 漁業者への支援対策について

参考資料

平成28年 5 月 9 日

災害復旧事業（農地・農業用施設等）の概要

1. 趣 旨

災害復旧事業（農地・農業用施設等）は、地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設等の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的とする。

2. 事業内容

地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等の災害復旧を行う。

3. 事業主体

国、都道府県、市町村、土地改良区等

4. 補助率

国費率、補助率：50/100、65/100等

※ 農家1戸当たりの事業費により国費率、補助率の嵩上げ制度あり。また、平成28年熊本地震については、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。

5. お問い合わせ先

農村振興局整備部防災課（03-6744-2211）

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

対策のポイント

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費の一部を国が負担します。

なお、当該災害が政令で激甚災害に指定され、激甚災害法6条の措置が適用される場合は、補助率の引き上げが行われます。

（「農林水産業共同利用施設」について）

- ・ 農業協同組合等が所有する施設
農林水産業用の倉庫、加工施設、共同作業場、市場施設、種苗生産施設、養殖施設、公害防止施設、鳥獣侵入防止施設など
- ・ 地方公共団体が所有する施設
種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設、鳥獣侵入防止施設

政策目標

被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧

<主な内容>

1. 事業対象となる施設の所有者
農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人、地方公共団体
2. 助成対象
農業協同組合等が所有する農林水産業共同利用施設で、1箇所の工事の費用が40万円（激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める地域（告示地域）内にある場合は13万円）以上の災害復旧事業
3. 補助率等（暫定法第3条、激甚災害法第6条）

区 分		採択基準	補 助 率 等	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
一 般 災 害		40万円以上	2 / 1 0	
激 甚 災 害	告 示 地 域*	13万円以上	4 / 1 0	9 / 1 0
	その他の地域	40万円以上	3 / 1 0	5 / 1 0

（※告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域）

【参考】事業の根拠となる法律

- ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律169号）
- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号）

[お問い合わせ先：大臣官房文書課 （03-6744-2142）]

災 害 関 連 緊 急 治 山 事 業

1 事業内容

再度災害を防止するため、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又はなだれ発生地につき、当該災害発生年に緊急に復旧整備する保安施設事業。

2 採択基準

次のいずれかに該当し、1箇所の復旧事業費が原則として600万円を超えるもの。

- ・ 鉄道、国道、都道府県道、官公署、学校、病院等のうち重要なものに被害を与えると認められるもの。
- ・ 農地、農道（関係面積10ha以上）等に直接被害を与えると認められるもの。
- ・ 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの。

など。

3 事業主体

都道府県

4 補助率

2／3

治山施設災害復旧事業 (林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業)

1 事業内容

地方公共団体が施行管理している林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設が被災した場合の復旧事業。

2 事業主体

都道府県
(市町村)

3 補助率

2 / 3
(6.5 / 10)

4 採択限度額

1箇所工事の費用が120万円以上のもの
(1箇所工事の費用が40万円以上のもの)

5 対象施設

治山ダム工、土留工、護岸工、集水井工、アンカー工など

注)

事業主体、補助率等の裸書きは負担法、() 書は暫定法に基づくもの。

林地崩壊防止事業

1 事業内容

激甚法により激甚災害として指定され、集落等に隣接する林地に崩壊等が発生し、人命財産等に直接危害を及ぼすおそれがあるものについて、林地の保全上必要な施設を新設し再度災害を防止するための事業で、国が関係都道府県に補助を行い市町村が実施する事業。

2 事業主体

市町村

3 採択基準

市町村単位に、次のすべての条件を備えること。

- ① 激甚災害（激甚法の規定により指定されること。）により林地崩壊が発生し又は拡大したもの。
- ② 人家2戸以上又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあるもの。
- ③ 1箇所の事業費が200万円以上であること。
- ④ 同一市町村で、その事業費の合計額が300万円以上又は前年度の標準税収入額の10%以上のもの。
- ⑤ 都道府県が市町村に事業費の1/2を下らない率で補助すること。

4 補助率

事業費の1/2以内

5 施行期間

当該災害の発生した年の4月1日の属する会計年度以降おおむね3年以内。

林道施設災害復旧事業

1 事業内容

林地の利用または森林の保全・管理のため、地方公共団体、森林組合等が管理する林道が、自然災害により被災した場合、迅速・確実に復旧する事業

2 採択基準

1箇所工事の費用が40万円以上のもの

3 事業主体

都道府県、市町村及び森林組合等

4 補助率

(1) 基本補助率

① 奥地幹線林道(幅員3.0m以上、利用対象森林面積500ha以上)

6.5/10

② その他林道(奥地幹線林道以外の林道)

5.0/10

(2) 高率補助

① 単年に甚大な被害を受けた地域の嵩上げ

② 連年にわたり甚大な被害を受けた地域の嵩上げ

③ 激甚災害指定による嵩上げ

高率補助率(過去5ヶ年の実績)

①・②適用の場合 概ね8割

①・②+③適用の場合 概ね9割

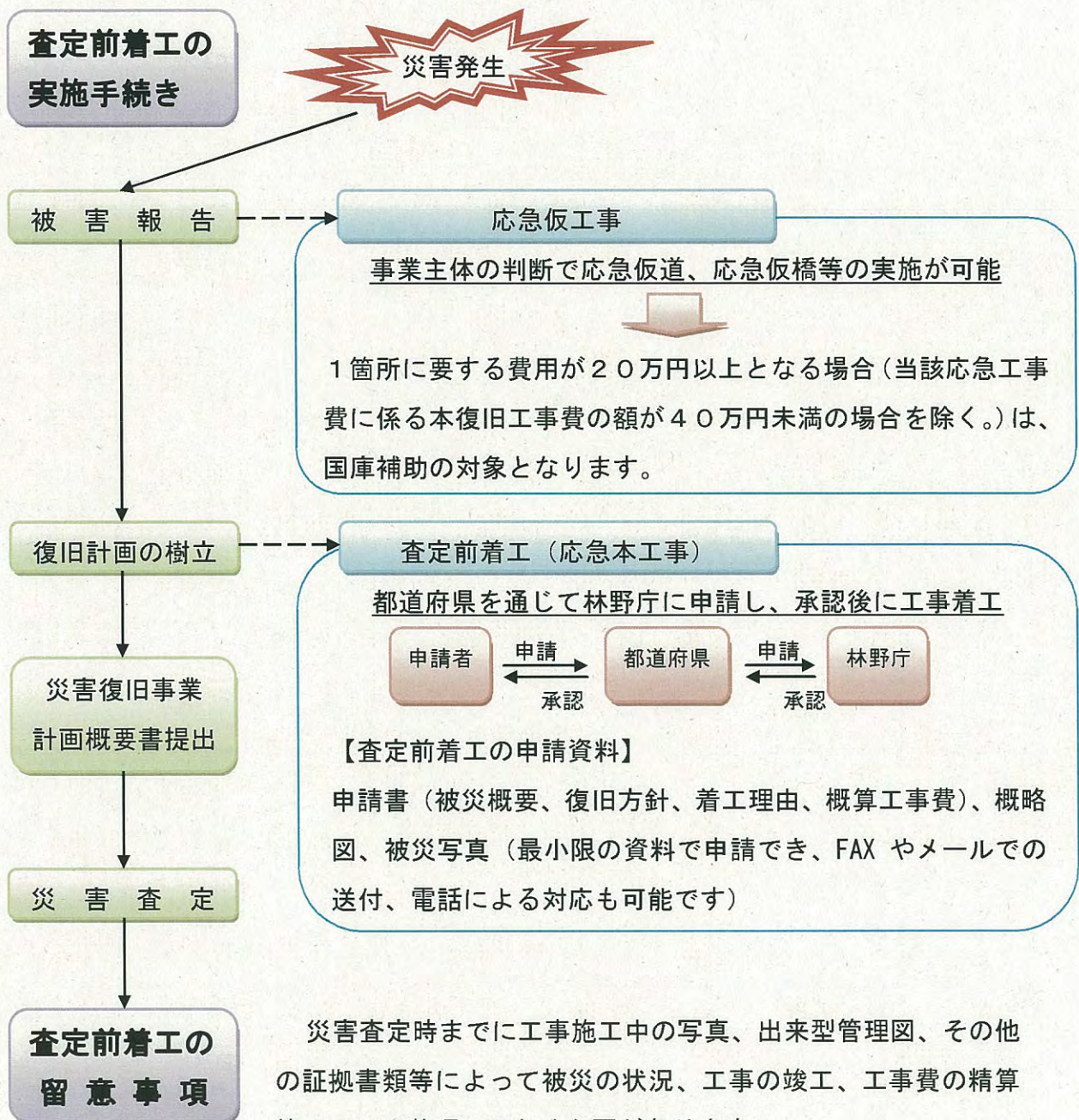
地方負担分には、起債充当が可能(交付税措置)

査定前着工の活用

趣 旨

査定前着工は、災害査定を待たずに復旧工事に着手できる制度です。林産物の搬出が出来なくなった場合、復旧資材の搬出、地元住民の生活に直結した林道を早期に復旧する必要がある場合には積極的に活用してください。

査定前着工の実施手続き



公共土木施設災害復旧事業の概要

1. 趣 旨

公共土木施設災害復旧事業は、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害によって被災した漁港等の公共土木施設を復旧することにより、公共の福祉の確保することを目的とする。

2. 事業内容

漁港については、防波堤、岸壁、物揚場、道路等の災害復旧を行う。

3. 事業主体

都道府県、市町村

4. 補助率

補助率 2 / 3 （離島：8 / 10）

※ 平成28年熊本地震については、激甚災害法に基づき、
1 ～ 2 割程度補助率嵩上げ

5. お問い合わせ先

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課（0 3 － 3 5 0 2 － 5 6 3 8）

農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金を日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

- ① 認定農業者(※1)
 - ② 主業農林漁業者(農林漁業所得が総所得の過半(法人にあっては総売上高の過半)を占めるもの又は粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)であるもの)
 - ③ 認定新規就農者(※2)
 - ④ 集落営農組織
- (※1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。
- (※2) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

2. 借入条件

(1) 資金の使途

- ① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
 - ② 法令に基づく行政処分(BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
 - ③ 社会的・経済的環境の変化等により経営状況等が悪化している場合(※)に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金
- (※) 売上の減少(前期比10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等)の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

(2) 借入限度額

- ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額
- ② ①以外の場合：600万円

借入限度額の引上げ：年間経営費の12/12又は粗収益の12/12、1,200万円

(3) 借入金利：0.10% (平成28年4月20日現在) →

貸付当初5年間実質無利子化

(4) 償還期限：10年以内(うち据置期間3年以内)

実質無担保・無保証人での貸付け

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(公庫・農協・銀行等)に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコールTEL:0120-154-505)
- 沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)
- 経営局金融調整課(TEL:03-3501-3726)

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

認定農業者に対して、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金を日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

認定農業者(※)

※ 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

(1) 資金の使途

農業経営改善計画の達成に必要な長期資金全般

- ・農地等の取得等
- ・農地等の改良等
- ・農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- ・農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- ・借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- ・家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- ・農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金

- (2) 借入限度額：個人 3億円（複数部門経営等は6億円）
：法人 10億円（常時従事者数に応じ20億円）

- (3) 借入金利：0.10%（平成28年4月20日現在）→ 貸付当初5年間実質無利子化

- (4) 償還期限：25年以内（うち据置期間10年以内）

(5) その他

「人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられた認定農業者等が借り入れる本資金（負債整理等長期資金は除く）については、（公財）農林水産長期金融協会からの利子助成（最大2%）により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けることができます。（平成28年度融資枠：1,000億円、27年度補正予算TPP対策特別枠：1,000億円）

実質無担保・無保証人での貸付け

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）に必要書類(※)を提出（最寄りの窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。）

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-154-505）
- 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）
- 経営局金融調整課（TEL:03-3501-3726）

農林漁業施設資金（災害復旧）の概要

果樹の改植、農林漁業施設、共同利用施設の災害復旧に要するための費用を日本公庫が融通。

1 貸付対象者の要件

- (1) 農林漁業を営む者
- (2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等

2 貸付金の使途

災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金

- (1) 果樹の改植等（主務大臣指定施設）
果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用
- (2) 個人施設（主務大臣指定施設）
農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用
- (3) 共同利用施設
農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用

3 貸付条件

- (1) 利 率 年 0 . 1 0 % → 貸付当初 5 年間実質無利子化
(平成 2 8 年 4 月 2 0 日現在)
- (2) 償 還 期 限 1 5 年（うち据置期間 3 年）以内
(果樹は 2 5 年（うち据置期間 1 0 年）以内、
共同利用施設は 2 0 年（うち据置期間 3 年）以内)
- (3) 借入限度額 負担額の 8 0 % 又は 1 施設当たり 3 0 0 万円（特認 6 0 0 万円、
漁船 1 , 0 0 0 万円）のいずれか低い額
(共同利用施設は負担額の 8 0 %)
借入限度額の引上げ：負担額の 1 0 0 %
又は 1 施設当たり 1 , 2 0 0 万円

実質無担保・無保証人での貸付け

【お問い合わせ先】

- ☐ ㈱日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-154-505）
- ☐ 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）
- ☐ 経営局金融調整課（TEL:03-3501-3726）

経営体育成強化資金の概要

【前向き投資と併せて償還負担の軽減に必要な資金の借入れ】

意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

農業を営む者（主業農業者※①、認定新規就農者※②、集落営農組織、農業を営む任意団体など）

（※①）主業農業者とは、農業所得が総所得の過半（法人にあっては、総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円（法人にあっては1,000万円以上）等をいいます。

（※②）認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

（1）資金使途

①前向き投資資金

- ・農地等の取得・改良・造成
 - ・農地等の賃借権及び権利金等
 - ・農機具、運搬用器具その他の施設の賃借権の取得（※①）
 - ・果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成
 - ・家畜の購入又は育成
 - ・農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得
 - ・農薬費その他の長期運転資金（※②）
 - ・集落営農組織が法人化するときに、当該法人の構成員として法人に参加するために必要な資金
- （注）※①のうちその他の施設の賃借権の取得及び※②については集落営農組織に限る。

②償還負担軽減資金

- ・制度資金以外の負債の整理（再建整備資金）
- ・既往借入制度資金等に係る負債の支払いの負担軽減（償還円滑化資金）

③民事再生法等により事業の再生を行うのに必要な資金

- ・農薬費その他の長期運転資金

（2）借入限度額・償還期限・借入金利（借入金利は平成28年4月20日現在）

資金名	[限度額] 個人1.5億円、法人5億円の範囲内で①～③の合計額	償還期限	借入金利
① 前向き投資資金	負担額の80%	25年以内 [据置3年以内 果樹は10年以内]	0.1%
② 償還負担軽減資金			
再建整備資金	個人1,000万円～2,500万円 法人4,000万円		
償還円滑化資金	経営改善計画期間中の5年間（特認の場合10年間）において支払われる既往借入金等負債の各年の支払金の合計額		
③ 事業再生支援資金	負担額の100%		

貸付当初5年間実質無利子化

実質無担保・無保証人での貸付け

3. 取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

4. 利用方法

融資を申し込まれる方は、最寄りの（株）日本政策金融公庫等に必要書類（※）を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

- （株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-154-505）
- 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）
- 経営局金融調整課（TEL:03-3501-3726）

農業基盤整備資金（基盤の復旧）の概要

災害によって流失、埋没した施設等の復旧に要するための費用を日本公庫が融通。

1 貸付対象者の要件

農業を営む者、土地改良区、土地改良区連合（事業主体になる場合に限る）、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業振興法人等

2 貸付金の使途

災害により農林漁業者が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、低利の資金を融通することにより、その経営の基盤を安定させるために必要な次に掲げる資金

(1) 農地関係

かんがい排水、ほ場、農道、農地及びその他施設の復旧に要する費用

(2) 牧野関係

牧野、牧道等の復旧に要する費用

3 貸付条件

(1) 利 率 年 0. 1 0 %（平成 2 8 年 4 月 2 0 日現在）

→ 貸付当初 5 年間実質無利子化

(2) 償 還 期 限 2 5 年（うち据置期間 1 0 年）以内

(3) 貸付限度額 貸付けを受ける者が当該年度に負担する額

実質無担保・無保証人での貸付け

【お問い合わせ先】

□(株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-154-505）

□沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）

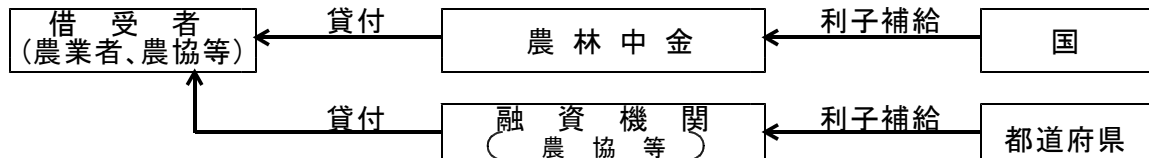
□経営局金融調整課（TEL:03-3501-3726）

農業近代化資金の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対し、経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、国又は都道府県が農協等民間金融機関に利子補給措置を講ずることにより、長期かつ低利の資金を融資します。

(仕組み：農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき昭和36年に創設)



1. 借入対象者

① 農業を営む者(認定農業者※1)、認定新規就農者※2)、主業農業者※3)、集落営農組織、農業を営む任意団体など)

- ※1 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。
- ※2 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。
- ※3 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあっては、総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円(法人にあっては1,000万円以上)等をいいます。

② 農協、農協連合会

③ ①～②又は地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人

2. 借入条件

(1) 資金使途

- ・ 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
- ・ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧
- ・ 長期運転資金
- ・ 農村環境整備資金 など

(2) 借入限度額：農業を営む者 個人18百万円、法人・団体2億円 ：農協等 15億円(大臣が承認した場合はその承認額)

(3) 借入金利：0.1% (平成28年4月20日現在) → 貸付当初5年間実質無利子化

(4) 償還期限：資金使途に応じ7～20年以内(据置2～7年以内)

(5) 融資率：原則80%以内

※1 認定農業者に対する特例：貸付限度額が個人1,800万円(法人3,600万円)までに限り、実質金利は償還期限に応じて0.10%、融資率100%以内が適用される。

農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除

3. 取扱融資機関

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

4. 利用方法

借入希望者は、最寄の窓口機関(農協、銀行等)に必要書類※)を提出

(最寄の窓口機関がご不明な場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。)

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先：経営局金融調整課 (TEL:03-3501-3726)】

漁業経営基盤強化金融支援事業

- (1) 認定漁業者が、漁業経営改善計画を達成するため公庫資金（漁業経営改善支援資金、漁船資金）又は漁業近代化資金により、漁船の建造・取得、養殖施設等の取得等をした場合、負担する金利を最大 2 % 助成し、認定漁業者の金利負担の軽減（実質無利子化）を図る。

(対 象 者) 認定漁業者

(融 資 枠) 5 6 億円

(助 成 内 容)

ア 対象資金 公庫資金 : 漁業経営改善支援資金のうち漁船建造等
資金、長期運転資金及び漁船資金
漁業近代化資金: 1 ～ 5 号資金

イ 利子助成の対象となる借入金の上限

公庫資金	: 漁船関係資金	4 億円
	: 長期運転資金	5 千万円
漁業近代化資金: 1 号資金	20 t 以上	2 億円
	20 t 未満	9 千万円(※)
	2 ～ 5 号資金	4 千万円

※ 漁業近代化資金融通法の規定に基づき、法定上限を超えることについて、承認を受けた場合にあっては、その承認額（但し、2 億円を上限）

ウ 利子助成期間 漁船関係資金（2 億円超過）、その他資金 : 5 年
漁船関係資金（2 億円以下）(※) : 1 0 年

※ 計画期間内に経営改善計画の達成（付加生産額の伸び率が 1 5 % 以上）が見込まれない場合にあっては、新たな計画の認定が必要

- (2) 自然災害等により影響を受け、資金を必要とする漁業を営む個人又は法人が負担する災害関連資金等の金利を最大 2 % 助成し、負担の軽減（実質無利子化）を図る。

(対 象 者) 自然災害等の影響を受けた漁業者

(融 資 枠) 5 0 億円 うち熊本地震対応 2 0 億円

(助 成 内 容)

ア 対象資金 公庫資金及び漁業近代化資金の災害関連資金等

イ 利子助成の対象となる借入金の上限（災害関連資金の場合）

公庫資金	: 運転資金	1 千万円
	: その他資金	5 千万円
漁業近代化資金: 1 ～ 4 号資金		5 千万円
	5 号資金	1 千万円

ウ 利子助成期間 5 年

漁業者保証円滑化対策事業

1 趣 旨

漁業経営は、経営規模に比して漁船や養殖施設等に多額の設備投資を必要とすること、担保能力が乏しく与信力が低いこと等の特性があり、昨今の厳しい漁業経営環境下では、漁船や養殖施設等の老朽化が進んでも代船建造等の設備投資に踏み切れない状態が続いている。このままでは、安全性の確保や生産性の向上が図られず、漁業生産力の低下を招き、水産物の安定供給に支障を来すことが懸念される。

また、漁業者の減少や高齢化により、地方の漁村の活力は低下しており、新たな漁業関連投資の促進や浜プランの実行は漁村の維持・発展のために必要である。

このため、保証人を不要とし、担保は漁業関係資産に限るとともに、漁業収入からのみ返済を求めるタイプの融資を推進することとし、このような融資への保証を支援する。

また、漁業経営に必要な資金の円滑な融通を行うための保証業務を的確に実施し得る基金協会の体制を整備するため、その基盤強化に向けた全国規模の広域合併を支援し、将来的に安定した漁業保証保険制度を構築することが重要である。

2 事業内容

(1) 無保証人型漁業融資促進事業

① 回収金減少支援事業

積極的な設備投資の促進や浜プランの実行を図るため、認定漁業者等について、保証人を不要とし、担保は漁業関係資産に限る融資・保証を推進することとし、当該保証に係る回収金の減少見合について保証機関、保険機関にそれぞれ交付する。(保証枠226億円)

事業の対象者

- ① 認定漁業者
- ② 浜プランに参加する漁業者
- ③ 多額の長期運転資金を要する漁業者
- ④ その他水産庁長官が認める者
- ⑤ **熊本地震の被災者【追加】**

対象となる資金

- ① 漁業近代化資金（系統資金）
- ② 中小漁業者等の事業又は生活に必要な資金（系統資金、民間資金（銀行等）

※ 公庫資金は機関保証を付さない。

② 漁業緊急保証対策保証支援等不足財源補填事業

漁業信用基金協会が平成22年度まで実施していた漁業緊急保証対策事業の保証引受に係る代位弁済額の助成及び保証料助成の不足額を助成する。

(2) 保証基盤安定対策事業

保証業務を安定かつ持続的に実施し得る体制を整備するため、漁業信用基金協会の広域合併を促進することとし、広域合併に向けた専門家による調査・分析、システムの統合等の体制整備に要する費用を助成する。

3 交付先及び事業実施主体

漁業信用基金協会、(独) 農林漁業信用基金、(一社) 漁業信用基金中央会

4 事業実施期間

平成28年度～平成30年度

5 平成28年度予算額（前年度予算額）

367,545千円（0千円）

- (目) 漁業経営安定対策事業費補助金
- (目) 漁業信用保険事業交付金

6 補助率等

定額、1/2、2/5

7 お問い合わせ先

水産庁水産経営課 (03-6744-2346)

平成28年熊本地震で被災された米農家の皆様へ

～安心して営農に取り組んでいただくために～

この度の平成28年熊本地震により、被害を受けられました米農家の皆様方が営農を継続できるよう、農林水産省をはじめ、政府一丸となって災害支援に取り組んで参ります。

安心 POINT

水田等の応急復旧も補助対象となります

- 一定規模以上の災害復旧事業は国庫補助対象となり、災害査定前でも写真等の記録を残すことにより応急復旧に着手することができます。
- 応急復旧を希望される場合は事業実施主体(市町村等)とご相談下さい。

安心 POINT

大豆等への転換でも所得が確保できます

- 水稻が作れなくても、大豆やそばなどを作付けることにより経営所得安定対策等の支援を受けることができます。
- 経営所得安定対策等の申請期限は2ヶ月延長(6月末→8月末)します。

安心 POINT

大豆種子は十分な量が確保されています

- 食用大豆から種子用への転用により、十分な量の種子が確保されています。

ご不明な点は、以下の農林水産省担当課までお気軽にお問い合わせください。

○応急復旧について

農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室

電話：03-6744-2211

九州農政局農村振興部防災課

電話：096-355-8543

○作付転換・大豆種子の確保について

農林水産省政策統括官付穀物課

電話：03-3502-5965

九州農政局生産部生産振興課

電話：096-300-6215

産地活性化総合対策事業
(平成28年熊本地震対応産地緊急支援事業)
【2,049百万円の内数】

対策のポイント

平成28年熊本地震の影響により集出荷施設等に被害を受けた産地に対し、当該施設における農産物の出荷円滑化を図るために必要となる掛かり増し経費や施設の簡易な復旧措置等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・平成28年熊本地震の影響により、産地において、集出荷貯蔵施設等に大きな被害が発生しており、その機能の一部又は全部が機能不全となり、当該施設における農作物の出荷に大きな影響を及ぼしています。
- ・産地における農産物の出荷円滑化が図られるよう、これに必要となる掛かり増し経費や施設の簡易な復旧措置等の取組を支援する必要があります。

政策目標

- 熊本地震により被害を受けた集出荷施設等における農産物の出荷円滑化の実現

<主な内容>

被災施設における農産物の出荷円滑化を図るために必要となる取組を支援します。

1 健全な集出荷施設等の活用に対する支援

被災した集出荷施設等で選果・加工できない農産物を他の集出荷施設等に輸送し、選果・加工を行うのに要する輸送費を支援します。

2 集出荷機能の強化に対する支援

被災により機械設備の一部又は全部が機能不全となった集出荷施設等において、人手による選果作業等、機械設備の機能を代替するのに要する労賃を支援します。

3 施設の仮復旧支援

施設の簡易な補修やプレハブのレンタル等により、一時的に集出荷・加工機能を回復させるのに要する費用の一部を支援します。

補助率：定額(※)、1／2以内等

※実費の範囲内で、1の輸送費 7,000円/トン以内、2の労賃 5,600円/人・日以内
 事業実施主体：市町村、農業者団体等

お問い合わせ先：

生産局総務課生産推進室	(03-3502-5945)
生産局園芸作物課	(03-6738-7423)
生産局地域対策官	(03-6744-2117)
政策統括官付穀物課	(03-6744-2108)
政策統括官付地域作物課	(03-6744-2115)

果樹・茶産地再生支援対策

【28年度予算 5, 600百万円の内数（果樹）】

【28年度予算 1, 405百万円の内数（茶）】

対策のポイント

平成28年熊本地震により、果樹・茶産地において、倒木等の被害が生じた場合に対応し、被害果樹・茶の改植、未収益期間等に対する支援を行います。

<背景／課題>

- ・永年性作物である果樹や茶については、優良品目・品種への転換や高品質化を加速するため、産地の担い手による改植等を支援する必要があります。
- ・また、平成28年熊本地震により、果樹産地や茶産地においても、倒木等の被害が見込まれることから、営農再開に向けた支援策が必要となっています。

政策目標

平成28年熊本地震により被害を受けた果樹・茶産地の速やかな再生

<主な内容>

1. 果樹における改植及び未収益期間対策

果樹産地の収益力強化と農業者の経営安定を図る観点から、倒木等の被害が生じた果樹の改植及び未収益期間に対する支援を行います。この際、通常の優良品目・品種への面的な改植だけでなく、被害果樹の同一品種への改植や被害を受けた樹体ごとの「スポット的な改植」も可能とします。

補助率：定額、1／2

事業実施主体：民間団体（28年度は（公財）中央果実協会が実施）

2. 茶における改植及び未収益期間対策

茶産地の収益力強化と農業者の経営安定を図る観点から、倒木等の被害が生じた茶園を中心に、新植・改植、改植に伴う未収益期間、茶園整理等に対する支援を行います。

補助率：定額

事業実施主体：農業者等の組織する団体

お問い合わせ先：

果樹について 生産局園芸作物課 (03-3502-5957)

茶について 生産局地域対策官 (03-6744-2117)

今般の熊本地震により、果樹・茶産地において、倒木等の被害が生じた場合に対応し、被害果樹・茶の改植、未収益期間等に対する支援を行います。

果樹への支援

具体的な支援の内容

<① 改植に必要な苗木代、樹体の撤去費用等>

- ・ **23万円**/10a （みかん等のかんきつ）
- ・ **17万円**/10a （なし、くり、ぶどう等）
- ・ **33万円**/10a （なしジョイント栽培等）
- ・ **1／2** 以内 （その他果樹）

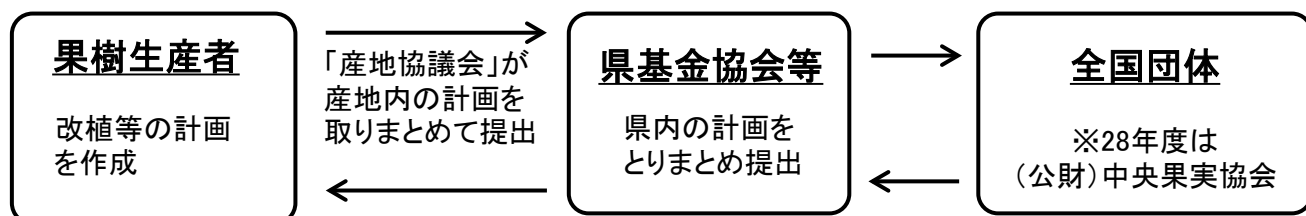
※ 自然災害時の特例として、
①被害果樹の同一品種への改植
②被害を受けた樹体ごとの「スポット的な改植」
（被害を受けた樹体を含めた改植の総面積が農家単位で概ね2a以上）も可能です。

<② 未収益期間に必要な肥料代や農薬代等>

- ・ 5.5万円/10a × 4年分（＝**22万円**/10a）を一括交付

手続きの流れ

〔計画申請(→)、補助金交付(←)の流れ〕



※ 地震による被害を受けている場合は、事業申請の随時受付、優先的な採択を行います。

茶への支援

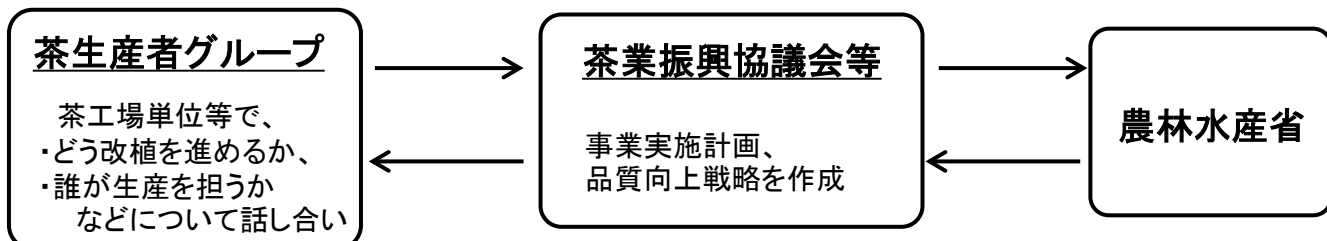
具体的な支援の内容

改植等に対して以下の単価で支援（未収益期間に対する支援も含む）。

- ・ 改植、移動改植：**24万円**/10a（異なる品種への改植は**28万円**/10a）
- ・ 新植：**12万円**/10a
- ・ 台切り：**7万円**/10a
- ・ 担い手への集積等に伴う茶園整理：**5万円**/10a
- ・ 棚栽培への転換：**4万円**/10a

手続きの流れ

〔計画申請(→)、補助金交付(←)の流れ〕



※ 地震の被害により改植等を要する場合は優先的な採択を行います。

被災された畜産経営に対する支援策について

平成28年熊本地震により被災された畜産農家の方々に対して次のとおり支援策を講じます。

1 酪農

- (1) 被災された酪農家に対し、簡易畜舎の整備、畜舎を修理するための資材の供給、飼養管理の附帯施設・機械の簡易な修理、乳用牛の地域内の酪農家への預託、家畜導入、乳房炎の治療・予防等の取組等への支援を優先実施します。

【酪農経営支援総合対策事業（拡充）】

- ＜具体的な補助対象＞
- ・簡易畜舎の整備支援：補助率1/2以内、2万円/㎡を上限
 - ・資材供給、附帯施設・機械の修理：補助率1/2以内
 - ・乳用牛の預託：補助率1/2以内
 - ・繁殖に供する雌牛の導入：補助率1/2以内、175千円/頭
(妊娠牛は275千円/頭)を上限
 - ・生乳流通関係機器のリース導入：補助率1/2以内
 - ・乳房炎の治療・予防等の取組：補助率1/2以内

- (2) 酪農ヘルパー利用への追加支援

【酪農経営支援総合対策事業】

被災された酪農家における応急的な搾乳作業等のためのヘルパー利用を傷病時等の互助基金の対象に追加します。

2 肉用牛

- (1) 被災された肉用牛農家に対し、簡易牛舎の整備、畜舎を修理するための資材の供給、飼養管理の附帯施設・機械の簡易な修理、繁殖雌牛の地域内の繁殖農家への預託、家畜導入等への支援を優先実施します。

【肉用牛経営安定対策補完事業（拡充）】

- ＜具体的な補助対象＞
- ・簡易畜舎の整備支援：補助率1/2以内、2万円/㎡を上限
 - ・資材供給、附帯施設・機械の修理：補助率1/2以内
 - ・繁殖雌牛の預託：補助率1/2以内
 - ・繁殖に供する雌牛の導入：補助率1/2以内、175千円/頭
(妊娠牛は275千円/頭)を上限

- (2) 肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、補給金を交付する【肉用子牛生産者補給金制度】において、被災された肉用牛農家に対し、生産者負担金の納付期限の延長等の特別措置を実施します。

- ① 生産者負担金の納付期限を延長
 - ・ 平成28年4～9月に生後6か月齢に達する肉用子牛について、生産者負担金の納付期限を生後6か月から生後9か月まで3か月間延長します。
 - ② 飼養開始月齢の要件を緩和
 - ・ 平成28年4～9月に譲り受けられる肉用子牛について、生産者補給金の対象となる飼養開始月齢要件を2か月未満から5か月未満まで、3か月間緩和します。
- (3) 肥育牛1頭当たりの粗収益が生産コストを下回る場合に差額の8割を補填する【肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）】において、被災された畜産農家の生産者積立金の免除等の特例措置を実施します。
- ① 生産者積立金の納付を免除
 - ・ 平成28年4～9月納付分の生産者積立金を対象に、納付を免除します。この場合、通常の補填金の国費相当分（補填金の3/4）を交付します。
 - ② 県を越えて移動した牛も交付対象に追加
 - ・ 平成28年4～9月に他の都道府県に移動して肥育された肥育牛については、補填金の交付対象となるよう移動制限の要件を緩和します。
 - ・ また、他の都道府県の生産者に権利を継承した肥育牛についても、補填金の交付対象となるよう権利義務の承継の要件を緩和します。
 - ③ 肥育牛の前倒し出荷を交付対象に追加
 - ・ 平成28年4～9月に満12か月齢以上で販売された肥育牛については、補填金の交付対象となるよう肥育期間の要件を緩和します。
 - ④ 個体登録月齢の要件を緩和
 - ・ 平成28年4～9月において、個体登録月齢の要件を14か月未満から17か月未満に緩和します。

3 養豚

- (1) 被災された養豚農家に対し、簡易畜舎の整備、畜舎を修理するための資材の供給、飼養管理の附帯施設・機械の簡易な修理、家畜導入等への支援を優先実施します。

【養豚経営安定対策補完事業（拡充）】

＜具体的な補助対象＞・簡易畜舎の整備支援：補助率1/2以内、2万円/㎡を上限
・資材供給、附帯施設・機械の修理：補助率1/2以内
・繁殖に供する雌豚の導入：補助率1/2以内、40千円/頭を上限

- (2) 肥育豚1頭当たりの粗収益が生産コストを下回る場合に差額の8割を補填する【養豚経営安定対策事業（豚マルキン）】において、被災された畜産農家の生産者負担金の免除の特例措置を実施します。

- ・ 平成27年度第4四半期（平成28年1～3月）分及び平成28年度第1四半期（平成28年4～6月）分の生産者負担金が対象で、この場合、通常の補填金の国費相当分（補填金の1/2）を交付します。

4 採卵鶏

鶏卵の標準取引価格が補填基準価格を下回る場合に差額の9割を補填する【鶏卵生産者経営安定対策事業】において、被災された鶏卵農家に対し、積立金の減額や積立金残額の返還を実施します。

- (1) 平成28年度の積立金の減額
 - ・ 平成28年度の積立金について、契約内容の変更により積立金の減額が可能です。
- (2) 積立金残額の返還
 - ・ 既に払込済みの積立金について、契約解除申請に基づく手続を経て、その残額の返還を受けることが可能です。

5 その他

(1) 畜産関係の負債整理資金の緊急的融通 【畜産特別支援資金融通事業】

経営悪化で負債の償還に支障が生じた経営体に対しては、大家畜・養豚特別支援資金について、通常の貸付日（5月及び11月の末日）に加え、当面の間、毎月末日を貸付日として、緊急的に融通します。

(2) 畜産農家に対する飼料代金の支払猶予

被災による影響で飼料代金の支払が困難となった畜産農家に対する飼料代金の支払猶予を飼料関係団体に要請しています（4月15日通知済み）。

【お問い合わせ先】

1 (1) 生産局	畜産振興課 家畜改良推進班	(03-6744-2587)
	牛乳乳製品課 生乳班	(03-3502-5988)
(2)	畜産企画課 経営企画班	(03-3502-0874)
2 (1)	畜産振興課 技術第1班	(03-6744-2587)
(2)	食肉鶏卵課 素畜価格流通班	(03-3502-5989)
(3)	畜産企画課 経営安定班	(03-3502-0874)
3 (1)	畜産振興課 中小家畜振興推進班	(03-3591-3656)
(2)	畜産企画課 経営支援班	(03-3502-0874)
4	食肉鶏卵課 鶏卵食鳥班	(03-3502-5990)
5 (1)	畜産企画課 金融税制班	(03-3501-1083)
(2)	飼料課 需給対策第1班	(03-3591-6745)

被災農業者向け農の雇用事業 農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）

対策のポイント

平成28年熊本地震による被災農業法人等の従業員等の就業の場を確保するとともに、農業技術等を習得するための研修の実施を支援します。

<背景／課題>

- ・平成28年熊本地震による被災農業法人等は、雇用や農業生産活動の維持が困難となっており、就業の場を確保することが求められています。
- ・このため、被災農業法人等の従業員等の就業の場を確保するとともに、農業技術等を習得するための研修の実施を支援します。

政策目標

被災農業法人等の雇用維持

<主な内容>

1. 被災農業者向け農の雇用事業

被災農業者等の施設等の復旧までの間、他の農業法人等が被災農業者等を一時的に雇用して研修する場合に必要な経費を助成します。

2. 農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）

被災農業法人等が、施設等の復旧までの間、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成します。

補助率：定額

事業実施主体：全国農業委員会ネットワーク機構

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 （03-6744-2162）]

アサリの生育環境の回復のための対策 (水産多面的機能発揮対策事業)

1 目的

熊本県の白川上流域の土砂崩れのため、白川河口部のアサリ漁場に浮泥が広範囲に堆積し、一部の場所ではアサリのへい死や衰弱が確認されているところ。

このため、漁業者等が緊急的に行うアサリ漁場の保全活動を支援し、アサリの生育環境の回復を図る。

2 事業内容

水産多面的機能発揮対策事業によって、漁業者等が緊急的に行うアサリ漁場からの浮泥排除等の保全活動を支援する。

(事業の仕組み)

都道府県、市町村及び漁業者団体等による地域協議会を設置し、国は地域協議会に交付金を交付する。

地域協議会は、漁業者等により組織された活動組織が行う活動に対し交付金を交付する。

3 事業実施主体

地域協議会等

4 特例措置

平成28年熊本地震により堆積した浮泥の排除等の保全活動については優先的に採択可能とするとともに、災害対策として行う同一活動項目の重複実施については制限を不適用。

5 担当課

水産庁計画課 03-3501-3082 (直)